

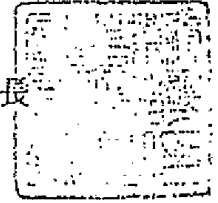


薬 監 第 1 3 号

平成元年 3 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）長殿

厚生省薬務局監視指導課長



医薬品再評価が終了した医療用医薬品の取扱いについて

今回再評価が終了した昭和63年度（その3）医薬品再評価結果〔（1）昭和54年薬事法改正以前に再評価に指定された成分に対する再評価結果（その30）、（2）昭和54年薬事法改正以後に再評価に指定された成分に対する再評価結果（その2）〕については、平成元年3月1日薬発第170号薬務局長通知をもって各都道府県あて通知されたところである。これら再評価対象医薬品に対する措置については、昭和62年7月11日薬発第592号薬務局長通知「再評価が終了した医療用医薬品に関する監視指導上の措置について」（以下「課長通知」という。）により行うこととしているが、今回の再評価結果に基づき、平成元年3月1日薬発第170号薬務局長通知別表3中「再評価申請後に申請者が承認を整理した品目及び日本薬局方医薬品の承認制移行に伴う承認申請を行わなかった品目」の取り扱いについては、下記によることとしたので貴管下関係業者に対する指導方、よろしく願います。

記

1. 市場に在庫品がある場合には、再評価結果通知後、速やかに当該在庫品を回収すること。
2. 課長通知において指示されている措置報告書の徴取については、再評価結果通知後1月を経過した後で差し支えないこと。